

事 務 連 絡

令和6年4月26日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け（令和5年4月26日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）による対応をお願いしてきたところですが、

COVID-19については、令和5年5月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年4月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、ガイドラインにつきましては、令和6年5月10日付けで廃止とすることとしましたので、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設及び市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対しては別途事務連絡を発出しており、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知しておりますことを申し添えます。